

「生活保護に関する実態調査」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：厚生労働省 勧告日：平成26年8月1日

回答日：平成27年5月8日

1 保護の的確な実施

※ 調査対象とした102福祉事務所の平成20年度から24年度までの申請約25万件から抽出調査

主な勧告事項（調査結果）

（1）保護申請の迅速・的確な処理

申請処理及び各種調査の実態把握・問題事案の原因分析、
分析結果に基づく指導・改善方策の検討

- 保護申請の法定期限（14日）を超過
 <申請事案について保護の要否決定までの期間>

14日超	<36% : 45,435件 / 126,395件>
うち30日超	<1.8% : 2,309件 / 126,395件>

 ※特別な理由がある場合、30日まで延長が可能
- 金融機関等調査の結果を未確認のままに保護の要否を決定

金融機関調査	<62.0% : 1,030件 / 1,662件>
生命保険会社調査	<77.6% : 1,255件 / 1,617件>

金融機関等に早期照会対応について要請

- 照会から回答までに14日を超過

金融機関調査	<83.1% : 1,381件 / 1,662件>
生命保険会社調査	<86.0% : 1,390件 / 1,617件>

主な改善措置状況

- 平成26年度に厚生労働省が実施した監査において、保護申請の処理及び各種調査の実態等を把握・分析した結果
 - ・ 申請から保護決定までの法定期限を超過している件数が一部の福祉事務所に偏っている状況あり
 - ・ 保護の決定を延長するかどうか、組織的な進捗管理がなされていない状況あり
- この結果を踏まえ、保護申請の法定期限内の適切な処理、各種調査の速やかな着手等について、会議で周知を行い、地方公共団体宛てに通知を発出（平成27年3月）
- 厚生労働省は、金融機関等から早期の回答が得られるように、
 - ・ 福祉事務所から金融機関への照会方法の効率化を図る観点で様式を見直し（平成26年9月）、全国銀行協会等に金融機関に対する協力依頼を要請（同年10月）
 - ・ 生命保険協会と協力して、福祉事務所から生命保険会社への照会様式の新規作成、照会の際の依頼事項を統一（平成27年2月）

主な勧告事項（調査結果）

（2）不正受給事案の処理の迅速化

不正受給事案の標準処理期間の設定 不正受給事案の迅速処理を指導

- 標準処理期間が設定されていないこともあり、不正の疑義発生から保護費の減額までの処理期間

1か月以上	<69% : 1,043件 / 1,506件>
うち6か月以上	<13% : 201件 / 1,506件>
うち1年以上	<2.1% : 32件 / 1,506件>

主な改善措置状況

- 不正受給事案の処理が速やかに行われるように、
 - ・ 収入未申告の事実が明らかになった場合は、おおむね1か月以内に徴収金の回収に着手すること
 - ・ 現在も継続して収入がある場合は、その収入について遅くとも翌々月の保護費に反映させることについて、会議で示し、地方公共団体宛てに通知を発出（平成27年3月）

主な勧告事項（調査結果）

（3）医療扶助費の適正支給

短期間での頻繁な転院の的確な実態把握 転院の可否チェック方策の具体的な提示

- 短期間での特定の指定医療機関間における頻繁な転院

【事例1】3年2か月間に12病院間で34回転院

※同一病院に8回入院の例

平成24年度
医療扶助費
724万円

【事例2】6年11ヶ月間に16病院間で43回転院

※同一病院に9回入院の例

平成24年度
医療扶助費
826万円

【事例3】2年3か月間に12病院間で25回転院

※同一病院に5回入院の例

平成24年度
医療扶助費
857万円

主な改善措置状況

- 頻回転院患者（90日間で居宅に戻ることなく、2回以上続けて転院があった者）の実態把握を行うこと、当該実態把握の結果を毎年度国へ報告すること及び入院患者が転院を行う場合における転院の必要性の検討等の具体的な対応について、地方公共団体宛てに通知を発出（平成26年8月）
 - ※ 上記通知に基づく全国の地方公共団体からの報告における頻回転院患者は1,428名（平成26年5月～8月）
- 通知した対応の徹底を図るため、会議の場を活用して周知（平成26年10月）

2 保護からの脱却の促進

主な勧告事項（調査結果）

○ 就労支援事業の的確な見直し

事業の効果検証における指標の内容、効果検証・見直しの手順・方法等の提示

- 事業の効果検証・見直しの方法等が不明確であり、福祉事務所ごとに効果検証方法等が区々

- ◇ 福祉事務所によって就労支援事業の参加率（注）は区々
平均の1.5倍以上のもの～0.5倍未満のものまで

⇒ **検証に未反映**

（注）参加率（事業の参加者／就労可能な受給者）

- ◇ 福祉事務所によって効果測定指標が区々

例）事業の達成者

就職者とするもの、保護の廃止に至った者とするものなど

⇒ **検証内容が区々**

- ◇ 福祉事務所によって達成率（注）が様々、低調なものあり
平均より20ポイント以上低調＜22%：37／168事務所＞

うち、3年連続低調 ＜9事務所＞

⇒ **的確な事業の見直しが困難**

（注）達成率（事業の達成者／参加者）

公共職業安定所と福祉事務所の連携確保

- 公共職業安定所と福祉事務所で事業の対象者の捉え方が異なるなど支援事業の実施が困難 ＜6事例＞

主な改善措置状況

- 適切な事業効果の検証等に当たり、
 - ・ 事業の対象者、参加者、達成者等の事業効果を検証するための指標の内容
 - ・ 事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等についての目安を示し、地方公共団体宛てに通知を発出（平成27年3月）

- 指標に基づく数値目標の設定、効果の検証等については、
 - ・ 毎年度、厚生労働省が実施する「就労支援等の状況調査」の際に、各地方公共団体の履行状況を確認
 - ・ 各地方公共団体の履行状況の確認結果を踏まえて、今後、会議を通じて必要な指導を実施する予定

- 会議の場を活用して、公共職業安定所と福祉事務所との一層の連携について周知（平成26年10月）

生活保護に関する実態調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成25年8月～26年8月
- 2 対象機関 調査対象機関：厚生労働省
関連調査等対象機関：都道府県(22)、市区町村(67)、福祉事務所(102)、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成26年8月1日 厚生労働省に対し勧告

【回答年月日】 平成27年5月8日

【調査の背景事情】

- 生活保護の受給者数は増加傾向にあり、平成14年度の約124万人に対し、23年度には約1.7倍の約206万人に増加
また、生活保護費についても、平成14年度の約2.2兆円に対し、23年度には約1.6倍の約3.5兆円に増加
- 生活保護の不正受給事案の発生件数は、平成14年度の8,204件に対し、23年度には約4.3倍の35,568件に増加
また、不正受給の金額についても、平成14年度の約54億円に対し、23年度には約3.2倍の173億円に増加
- 生活保護を実施する都道府県・市又は福祉事務所を設置する町村の福祉事務所は、被保護世帯に対して担当の現業員を配置しているが、被保護者の急増により、「市部：被保護世帯80世帯ごとに1人」等の基準と乖離（平成24年度の全国平均で被保護世帯93人ごとに1人）
- また、近年の被保護者の急増等の状況にあつて、被保護者に対する就労・自立支援についても、自立を助長する仕組みが必ずしも十分に機能しているとは言い難い状況であるとされており、被保護世帯の世帯主の約25%が過去に被保護世帯で育つたとされる中、「貧困の連鎖」の防止策の必要性も指摘されているところ
- 一方、医療扶助については、後発医薬品の使用促進や電子レセプトシステムを活用したレセプト点検の強化等の取組が行われているが、一部には医療機関への受診などにおいて不適切な受給もあるとの指摘がなされているところ
- この調査は、生活保護を要する者への適正な保護、被保護者に対する就労・自立支援等の効果的な実施を図る観点から、生活保護の現状・動向、生活保護行政の実態等について調査し、関係行政の改善に資するために実施

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>3 生活保護行政の執行状況</p> <p>(1) 就労支援事業等における適切な効果の検証及び事業等の見直し (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、主要就労支援事業の的確な見直し及び改善を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 主要就労支援事業について、国、各福祉事務所等における適切な効果の検証及び的確な見直しが可能となるよう、i) 事業の対象者、参加者、達成者等の事業効果を検証するための指標の内容（計上対象者の範囲等）、ii) 事業の対象者に占める参加者の割合を加味した事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等について、その目安を保護の実施機関に示すこと。また、これに沿った福祉事務所等における適切な事業効果の検証等について、保護の実施機関に対し指導すること。</p> <p>② ①において保護の実施機関に対して指導した事項について、その履行状況の確認を監査事項に着眼点として明示するとともに、監査時に当該履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p> <p>③ 支援事業の実績が低調な福祉事務所について、安定所と十分な連携が図られていない場合には、都道府県労働局及び当該安定所の管轄区域内にある福祉事務所を管理する保護の実施機関に対し、地域協議会の活用等により、安定所と福祉事務所との間の日常的な連携の確保に向けた取組が行われるよう指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 厚生労働省は、保護の実施機関に対して、被保護世帯の自立を組織的に支援するための個別のプログラム（以下「自立支援プログラム」という。）を策定・実施し、これによる自立支援に積極的に取り組むことを要請</p> <p>○ また、厚生労働省は、就労可能な被保護者に対する就労支援事業として、次の取組を推進</p> <p>i 福祉事務所と公共職業安定所が連携して就労支援プランを策定し、各種就労支援メニューを実施する「福祉から就労」支援事業</p> <p>ii 福祉事務所に配置された就労支援員が、安定所への同行訪問、履歴書の書き方等の指導を行い、就労を支援する「就労支援員等を活用した就労支</p>	<p>→ 平成27年3月に「就労支援促進計画の策定について」（平成27年3月31日付け社援保発0331第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、事業の対象者、参加者、達成者等の事業効果を検証するための指標の内容及び事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等についての目安を定めるとともに、適切な事業効果の検証等の実施についても地方公共団体宛てに通知した。</p> <p>→ 指標に基づく数値目標の設定、効果の検証等については、福祉事務所を設置する地方公共団体全体の実施状況が把握できるよう、毎年度、厚生労働省で実施している「就労支援等の状況調査」に併せて、各地方公共団体における履行状況の確認を行い、その結果を踏まえて、今後開催する全国社会・援護局関係主管課長会議等を通じて必要な指導を実施する予定である。</p> <p>→ 福祉事務所と公共職業安定所の連携推進については、平成26年10月に全国3か所で地方公共団体が開催した生活保護担当指導職員ブロック会議及び同月に厚生労働省が開催した生活保護担当就労支援員全国研修会の場を活用して、公共職業安定所との一層の連携を進めるよう周知を行った。</p> <p>また、同年10月に開催した全国職業安定部長等会議において、平成26年度下期に重点的に取り組んでいただきたい事項として、福祉事務所とのより一層の連携を図るよう指導を行った。</p> <p>さらに、公共職業安定所で生活保護受給者の就職支援を担当する相談員（就職支援ナビゲーター）に対して、同年10月から11月にかけて関東及び関西ブロックで開催した就職支援ナビゲーター経験交流会においても、福祉事務所と公共職業安定所とのより一層の連携を図るよう周知、指導を行った。</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>援プログラム」 (以下、「福祉から就労」支援事業」と「就労支援員等を活用した就労支援プログラム」を合わせて「主要就労支援事業」という)</p> <p>○ 厚生労働省は、保護の実施機関及び安定所に対し、地域協議会を設置し、関係機関の間で各支援施策・事業を通じた成果の確認と検証等についての検討を行うよう要請</p> <p><調査結果></p> <p>○ 主要就労支援事業により保護の廃止に至った者は2.9% (注) にとどまるなど事業の効果は限定的 (注) 福祉事務所の就労・求職状況管理台帳に登録されている就労可能な被保護者の総数(2万8,354人)に占める主要就労支援事業による廃止者数(810人)の割合</p> <p>○ 福祉事務所においては、主要就労支援事業の実施効果を検証する上で重要となる事業の対象者、参加者及び達成者の把握や設定の水準が区々</p> <p>i 管内の就労可能な被保護者数(事業の対象者)について、10事務所が管内の就労可能な被保護者数を未整理、8事務所が把握に漏れあり</p> <p>ii 就労支援事業への参加者は、その選定内容が必ずしも同じではないこともあって、参加率(注)は事務所によって様々。複数年度にわたり低調な事務所もあり</p> <p>iii 事業実施の検証指標とした達成者の定義は、就労・就職とするもの、就労・就職に保護の廃止を含めるもの等、事務所によって区々 (注)「その他の世帯」の世帯数に占める事業の参加者の割合</p> <p>○ 主要就労支援事業の達成率(注)は事務所によって様々。複数年度にわたり低調な福祉事務所があるなど十分な事業の見直しがなされていない状況</p> <p>i 「福祉から就労」支援事業では、平均達成率より20ポイント以上低い達成率30%未満が26事務所、うち3か年連続で達成率30%未満が6事務所</p> <p>ii 就労支援員等を活用した就労支援プログラムでは、平均達成率より20ポイント以上低い達成率20%未満が11事務所、うち3か年連続で達成率20%未満が3事務所 (注)事業の参加者全体に占める達成者の割合</p> <p>○ 福祉事務所と公共職業安定所との連携が不十分なこと等が原因となって支援事業の実施が困難となっているものが6事例</p> <p>(2) 保護申請処理の迅速かつ的確な実施 (勧告要旨)</p>	

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>厚生労働省は、保護申請時に係る要保護者の迅速な保護及び不正受給の未然防止を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保護申請の処理について、毎年度の監査等を通じて、申請処理及び各種調査の実態を把握した上で、法定期限内に申請処理がなされていない事案及び各種調査の結果が確認されないまま保護の要否決定が行われている事案の発生状況及びその発生理由・原因を把握・分析すること。</p> <p>また、その結果を踏まえ、</p> <p>i) 保護の実施機関に対し、保護申請の適切な処理について指導及び助言するとともに、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること、</p> <p>ii) 迅速かつ確かな申請処理及び各種調査の実施に関する方策を検討し、必要な措置を講ずること。</p> <p>② 資産収入調査について、福祉事務所における迅速かつ確かな保護申請の処理に資するよう、金融機関等に対して必要な協力要請を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 保護の実施機関は、保護の申請があった日から14日以内に保護の要否等を決定。ただし、特別な理由がある場合は30日まで延ばすことが可能</p> <p>○ 福祉事務所が保護の決定、実施のために必要があるときは、官公署に必要な資料の提供を求め、又は金融機関等に報告を求めることが可能</p> <p>○ 保護の実施機関は、保護の要否等を決定するため、各種調査（訪問調査、資産収入調査、稼働能力調査及び扶養調査）を実施</p> <p><調査結果></p> <p>○ 保護申請の処理方針は、福祉事務所によって区々</p> <p>i 迅速な保護を重視：18.6%（19事務所／102事務所）</p> <p>ii 法定期限内に処理するか延長するかケース・バイ・ケースで対応 52.0%</p>	<p>→ 平成26年度の厚生労働省が実施した監査においては、申請処理及び各種調査の実態等について把握・分析した結果、申請から保護決定までの期間について、一部の福祉事務所に法定期限を超過している件数が偏っている状況や、各種調査に時間を要する等として保護の決定を30日まで延長する場合に、ケースワーカーのみの判断に任せられており、組織的な進捗管理がなされていない状況がみられた。</p> <p>この結果を踏まえ、i) 保護決定の適切な処理、ii) 申請処理の進行管理、各種調査の速やかな着手等について、平成27年3月9日に開催した全国社会・援護局関係主管課長会議等において周知を行い、併せて同月に「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」の一部改正について（通知）（平成27年3月31日付け社援保発0331第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、地方公共団体宛てに通知した。</p> <p>さらに、厚生労働省が平成27年度から実施する監査、生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会及び生活保護指導職員会議を通じて保護の実施機関に対する指導を徹底する予定である。</p> <p>また、都道府県等の監査においても同様の指導を行うよう、上記の研修会及び会議を通じて都道府県等に対して指導を徹底する予定である。</p> <p>→ 福祉事務所の資産収入調査依頼に対して金融機関等から可能な限り早期の回答が得られるように、金融機関に対する調査においては、平成24年12月から金融機関本店等への一括照会を実施しており、照会方法の効率化を図る観点から、26年9月に照会様式の見直しを行った。</p> <p>また、「生活保護法第29条に基づく調査に関する協力依頼について（要請）」（平成26年10月31日付け社援保発1031第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を全国銀行協会、全国信用組合中央協会及び全国信用金庫協会に対して発出し、傘下の金融機関の調査に対する早期回答の実施に向けて協力依頼を行った。</p> <p>さらに、平成27年2月に生命保険会社に対する調査においても、早期の回答が得られるように、生命保険協会の協力を得て、福祉事務所から生命保険会社への照会様式を新たに定めるとともに、照会の際の依頼事項を統一した。</p> <p>なお、金融機関に対する調査の照会様式の見直しについては、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」の一部改正について（通知）（平成26年9月30日付け社援保発0930第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によ</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(53 事務所／102 事務所)</p> <p>iii 多くの調査を必要とするため申請処理期間を基本的に 30 日まで延長：25.5% (26 事務所／102 事務所)</p> <p>○ 申請者が申請時に保有する手持ち金が 1 万円未満の事案は 267 件 (470 件の 56.8%) であり、迅速な申請処理が求められる状況</p> <p>i 法定期限の14日を超えて処理されていた事案は4万5,435件 (12万6,395 件の35.9%)</p> <p>ii 延長期限の30日を超えて処理されていた事案は2,309件 (12万6,395件の 1.8%)</p> <p>○ 不正受給事案の約10%が、保護開始時から不正受給しており、申請時における調査や指導が必ずしも的確に行われているとは言い難い状況</p> <p>申請時の資産収入調査について、照会した各機関からの回答が揃わないまま保護の可否等を決定している事案</p> <p>i 預貯金調査：62.0% (1,030件／1,662件)</p> <p>ii 生命保険調査：77.6% (1,255件／1,617件)</p> <p>各機関に対する照会から回答までに14日を超えている事案は、預貯金調査で83.1%、生命保険調査で86.0%あり、法定期限内に保護の可否等の決定を行うことが困難</p> <p>(3) 不正受給事案等の処理の迅速化 (勧告要旨)</p>	<p>り、生命保険会社に対する調査の照会様式の見直しについては、「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日社援保発0213第2号)により、地方公共団体宛てに通知し、福祉事務所における効率的かつ効果的な調査実施の徹底を図った。</p>
<p>厚生労働省は、不正受給事案の処理の迅速化を図るため、次の措置を講ずるとともに、生活保護法第63条の適用事案についても、同様の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 収入未申告の事実が明らかになってから i) 行政措置までの期間、ii) 生活保護法第78条の適用までの期間等について、標準処理期間を設定し、保護の実施機関に示すこと。</p> <p>その際、収入未申告の疑義発生から事実を明らかにする過程においても、迅速な事務処理を行う必要があることを併せて示すこと。</p>	<p>→ 不正受給事案の処理が速やかに行われるように、平成27年3月9日に開催した全国社会・援護局関係主管課長会議等において以下の事項を示すとともに、同月に「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」の一部改正について(通知)(平成27年3月31日付け社援保発0331第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、地方公共団体宛てに通知した。</p> <p>i) 収入未申告の疑義が発生した場合には、事実関係の調査を速やかに行うこと</p> <p>ii) 調査の結果、収入未申告の事実が明らかになった場合には、おおむね一月以内に法第78条の適用を行うこと</p> <p>iii) 調査の結果、現在も継続して収入がある場合には、当該収入について遅くとも翌々月の保護費に反映させること</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="174 308 1086 443">② 保護の実施機関に対して、これらの標準処理期間とともに、課税調査を契機とした不正受給事案の処理期間（8月分の保護費に反映）を遵守するよう監査等を通じて指導すること。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p> <p data-bbox="174 483 255 512">（説明）</p> <p data-bbox="159 517 374 545">＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="159 552 1095 651">○ 不正受給については、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、その費用の額の全部又は一部を不正受給者から徴収することが可能（生活保護法第78条） <li data-bbox="159 657 1095 788">○ 収入未申告等の疑義が生じた場合、事実確認を行い、ケース診断会議で不正受給の判断やその後の処理方法等を決定。福祉事務所は、その後、必要な行政措置（保護の廃止、停止及び保護費の変更）を行うとともに、生活保護法第78条を適用し、徴収金の回収に着手 <li data-bbox="159 794 1095 893">○ 不正受給事案のうち、収入未申告等の疑義発生の契機が課税調査である場合で、現在も継続して収入があることが判明したときには、当該収入を遅くとも8月分の保護費に反映させることとされており、処理期限が設定 <li data-bbox="159 900 1095 963">○ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護の実施機関の定める額を返還（生活保護法第63条） <p data-bbox="159 1005 320 1034">＜調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="159 1040 1095 1417">○ 不正受給による徴収金の回収状況等 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 1075 1095 1139">i 生活保護法第78条に基づく徴収金の回収率を把握できた72福祉事務所の現年度回収率は25%前後で推移 <li data-bbox="197 1145 1095 1311">ii 生活保護法第78条に基づく徴収金の不納欠損の状況を把握できた72事務所について、平成22年度から24年度までの間に回収できず不納欠損処理された額は合計9億4,000万円 また、生活保護法第63条に基づく返還金についても、各年度の調定額の6%から8%程度の金額が不納欠損処理 <li data-bbox="159 1318 1095 1417">○ 不正受給事案に係る事務処理状況 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 1353 1095 1417">i 収入未申告等の疑義発生から行政措置まで1か月以上要している事案は1,043件（1,506件の69.3%）、そのうち6か月以上を要している事案が201 	<p data-bbox="1151 204 2078 268">iv) 法第63条の適用にあっても、資力が最低生活に充当できるようになった場合には、おおむね一月以内に法第63条の適用を行うこと</p> <p data-bbox="1122 308 2089 474">→ 課税調査により判明した未申告の収入について、適正な処理を徹底するよう、平成26年10月に全国3か所で地方公共団体が開催した生活保護担当指導職員ブロック会議の場を活用して、「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日付け社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえた適正な処理を徹底するよう周知を行った。</p> <p data-bbox="1151 480 2089 579">さらに、厚生労働省が平成27年度から実施する監査、生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会及び生活保護指導職員会議を通じて福祉事務所における履行状況を確認し、保護の実施機関に対する指導を徹底する予定である。</p> <p data-bbox="1151 585 2089 649">また、都道府県等の監査においても同様の指導を行うよう、上記の研修会及び会議を通じて都道府県等に対して指導を徹底する予定である。</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>件 (1,506件の13.3%)</p> <p>ii 収入未申告の疑義の発生時期から生活保護法第78条の適用まで1か月以上要している事案は6,347件 (7,831件の81.0%)、そのうち6か月以上要している事案が1,784件 (7,831件の22.8%)</p> <p>○ 平成22年度から24年度までの課税調査を契機にした不正受給事案のうち、8月分の保護費に反映できていない事案は1,071件 (2,014件の53.2%)あり、半数以上の事案で処理期間が遵守されていない状況</p> <p>(4) 定期訪問の適正化 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、定期訪問の適正な実施を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保護の実施機関に対し、福祉事務所における定期訪問の目的及び重要性についての周知徹底並びに局長通知に定められた基準（少なくとも年2回以上の家庭訪問等）の遵守について指導すること。</p> <p>② 各福祉事務所の被保護世帯に対する同一水準のサポートを可能とし、また、計画に基づく訪問という定期訪問の枠組みが機能するよう、被保護世帯の状態に応じた定期訪問の訪問基準の考え方等を保護の実施機関に対し示すとともに、これに沿った訪問計画の策定及び運用について指導すること。</p> <p>③ ①及び②において保護の実施機関に対して指導した事項について、その履行を確保するため、監査時において、福祉事務所における平均訪問回数の実績が年2回を下回る事務所、あるいは、訪問計画件数と実績に乖離がある事務所等を中心に、定期訪問の計画の策定状況及び実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等></p> <p>○ 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させる</p>	<p>→ 訪問調査について適正に実施するよう、平成26年10月に全国3か所で地方公共団体が開催した生活保護担当指導職員ブロック会議の場を活用して、i) 訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を作成すること、ii) 少なくとも1年に2回以上訪問調査を実施すること等について周知を行った。</p> <p>→ 被保護世帯の状態に応じた定期訪問が行われるように、定期訪問の実施基準の考え方等を示し、これを踏まえた訪問計画の策定及び実施について、平成27年3月9日に開催した全国社会・援護局関係主管課長会議等において周知を行い、併せて同月に「保護の実施機関における訪問基準の作成について」（平成27年3月31日付け社援保発0331第4号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、地方公共団体宛てに通知した。</p> <p>→ 厚生労働省が平成27年度から実施する監査、生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会及び生活保護指導職員会議を通じて福祉事務所における履行状況を確認し、保護の実施機関に対する指導を徹底する予定である。 また、都道府県等の監査においても同様の指導を行うよう、上記の研修会及び会議を通じて都道府県等に対して指導を徹底する予定である。</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>ことが可能（生活保護法第28条第1項）</p> <p>○ 訪問の実施に当たっては、局長通知において、i) 家庭訪問は少なくとも1年に2回以上、ii) 入院入所者訪問は少なくとも1年に1回以上として年間訪問計画を策定することを要請</p> <p><調査結果></p> <p>○ 福祉事務所ごとの定期訪問の実績については、「少なくとも1年に2回以上」との基準を下回るものが102福祉事務所のうち4事務所 このうち3事務所は、過去3年間（平成22年度から24年度までの間）の訪問実績が年2回を下回る状況</p> <p>○ 不正受給事案から抽出した1,144件における定期訪問の実施状況</p> <p>i 1年を通じ一度も訪問した実績がない期間がある事案が34件（3.0%）、訪問したものの不在等により1年を通じ一度も面接していない事案が25件（2.2%）</p> <p>ii 入院入所者等でないにもかかわらず、年1回しか訪問していない期間がある事案が82件（7.2%）、年2回以上訪問したものの不在等により1回しか面接していない事案が51件（4.5%）</p> <p>○ 定期訪問の計画水準が福祉事務所によって異なる状況</p> <p>i 訪問計画における訪問頻度区分の数の相違（4区分～6区分）</p> <p>ii 方法の相違（「月1回以上」等の区分設定の有無、世帯類型別区分の有無）</p> <p>iii 内容の相違（訪問頻度区分の該当世帯等）</p> <p>○ 定期訪問の計画と実績との間に乖離が生じている福祉事務所あり 6福祉事務所では、平成22年度から24年度までの3年間を通じ、達成率が80%未満となっており、訪問計画としての機能を実質的に失っている状況</p> <p>(5) 扶養義務者からの費用徴収等の実行性の確保 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ調査の効果的实施及び扶養義務者からの費用徴収の枠組みの積極的活用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① フォローアップ調査について、趣旨・目的を明確にするとともに、保護の実施機関に対し、その重要性を周知し、実施を指導すること。</p>	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 扶養能力調査のフォローアップについて、趣旨・目的を明確にするとともに、扶養の可能性が期待される者については、適切に扶養能力及び扶養の履行状況について確認するよう、平成26年10月に全国3か所で地方公共団体が開催した生活保護担当指導職員ブロック会議の場を活用して周知を行った。</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>② 保護の実施機関に対し、生活保護法第77条の規定に基づく扶養義務者からの費用徴収について、いずれの福祉事務所においても、その実施が必要な場合に円滑に実施できるようにするため、同条の適用対象となる扶養義務者の範囲やその経済状況、当該扶養義務者との協議の進め方等について具体的に示すとともに、扶養請求調停手続について、その流れ等を示したマニュアルや具体的なモデルケースを早急に示すこと。</p> <p>また、保護の実施機関に対し、これらに沿った費用徴収の適切な実施について指導すること。</p> <p>③ ①及び②において保護の実施機関に対して指導した事項について、監査時に、福祉事務所における履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保護者に扶養義務者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、その費用の全部又は一部を徴収することが可能（生活保護法第77条） ○ 福祉事務所と扶養義務者との間で扶養義務者の負担すべき額の協議が調わないときは、福祉事務所の申立てにより家庭裁判所が決定 ○ 扶養調査は、局長通知により、①扶養義務者の存否の把握、②把握された扶養義務者の金銭的な扶養、精神的な支援の可能性を調査、③重点的扶養能力調査対象者（注）には、実地調査又は照会等による調査を行うこと及び重点扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対してもこれに準じた調査を行うこととしている <p>（注）生活保持義務関係者（夫婦及び未成熟の子に対する親）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、速やかに調査を行うものとされ、これらに変動がなくても重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査を年1回程度は行う（以下、この調査を「フォローアップ調査」という。） <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ調査を年1回行うこととしていない福祉事務所は56事務所（102事務所の54.9%） ○ 業務多忙の中、実施しても引取りや協力が得られる可能性が低く、十分な費用対効果が見込めないため調査に消極的であるとする意見多数 	<p>→ 明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合に、適切に費用徴収が行われるよう、扶養義務者の範囲や扶養の程度、扶養義務者との協議や調停手続の流れ、具体的なモデルケース等について示した「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き」を平成27年3月に地方公共団体に対して配布し、これを踏まえた実施について同月に開催した全国社会・援護局関係主管課長会議等において周知を行った。</p> <p>→ ①及び②の指導した事項について、厚生労働省が平成27年度から実施する監査、生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会及び生活保護指導職員会議を通じて福祉事務所における履行状況を確認し、保護の実施機関に対する指導を徹底する予定である。</p> <p>また、都道府県等の監査においても同様の指導を行うよう、上記の研修会及び会議を通じて都道府県等に対して指導を徹底する予定である。</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>前回の扶養の可能性調査の際に拒否された場合は、状況の変化がない限り、再度扶養能力調査を実施しても、関係を悪化させるだけとの意見もあり</p> <p>○ 扶養義務者からの費用の徴収実績をみると、徴収対象とする扶養義務者の範囲や経済状況、家庭裁判所への申立ての手順・基準が明確でないこと等から、i) 徴収件数、ii) 徴収実績がある地方公共団体及び徴収事案の内容、iii) 家事審判事件及び家事調停事件の件数ともに限定的</p> <p>i 平成22年度から24年度までの間の徴収件数は全国で551件にとどまっております、うち339件は大阪市</p> <p>ii 大阪市の費用徴収事案のほとんどは葬祭扶助費に係るもの</p> <p>iii 家事審判事件及び家事調停事件の実績は、法施行後の昭和27年度から平成24年度までの間に、それぞれ13件、11件あるのみ（平成15年度以降0件）</p> <p>(6) 医療扶助受給者における短期頻回転院への対処 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、医療扶助の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保護の実施機関に対し、短期頻回転院者の実態を把握するため、長期入院患者等の実態把握の場合と同様、生活保護等版電子レセプト管理システム等の活用により短期頻回転院者を把握するとともに、その結果を報告するよう指示すること。</p> <p>② 保護の実施機関に対し、指定医療機関による不必要な短期頻回転院を発見及び防止するため、次のとおり指示すること。</p> <p>i) 入院や転院を行う理由について、主治医等への確認を行うこと。</p> <p>ii) 転院ごとに検査料等の診療報酬を算定しているケースについては、適切な検査が行われているかどうか、医療機関へ確認を行うこと。</p> <p>iii) 指定医療機関からの福祉事務所への転院の連絡は、自院では診療できないどのような診療を転院先で行うためなのか等転院の必要性や転</p>	<p>→ 入院患者が転院を行う場合の具体的な対応について、「医療扶助における転院を行う場合の対応及び頻回転院患者の実態把握について」（平成26年8月20日付け社援保発0820第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、頻回転院患者の実態把握を行うこと及び実態把握の結果を毎年度国へ報告することについて、地方公共団体宛てに通知した。</p> <p>また、通知した対応の徹底を図るため、平成26年10月に全国3か所で地方公共団体が開催した生活保護担当指導職員ブロック会議の場を活用して周知を行った。</p> <p>なお、上記通知に基づく全国の地方公共団体からの報告において、平成26年5月から8月までの間における頻回転院患者（90日間で居宅に戻ることなく、2回以上続けて転院があった者）は1,428名であった。</p> <p>→ 入院患者が転院を行う場合の具体的な対応について、上記通知により、以下の事項等を地方公共団体宛てに通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ指定医療機関に対し、転院が必要となった場合、福祉事務所に連絡するように周知すること ・ 転院に当たっては、福祉事務所は現に入院している指定医療機関に対し、転院を必要とする理由、転院先予定医療機関等につき、書面により原則として転院前に連絡を求めること

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>院先指定医療機関を選択した理由を明記した書面により求めること。 また、保護の実施機関に対し、その書面の内容に沿った診療が転院先において行われているのか等を確認するため、レセプト点検により転院先指定医療機関の診療内容と転院元指定医療機関の診療内容を突合するなど、転院の必要性を検証するための具体的な措置を示すこと。 なお、保護の実施機関に対し、福祉事務所における転院等の必要性の検討に当たっては、必要に応じて都道府県へ技術的助言の求めを行うことについて指示すること。</p> <p>③ ①及び②により、不必要な短期頻回転院を発見した場合には、その是正を図るため、当該事案に関係した指定医療機関に対し所要の措置を講ずること。また、都道府県に対し、同様の措置を講ずるよう指導すること。</p> <p>④ ①及び②において保護の実施機関に対して指示及び明示した事項について、監査時に、福祉事務所における履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等> ○ 医療扶助受給者である入院患者が転院を要する場合の事務手続 i 福祉事務所が現に入院中の指定医療機関から転院を必要とする理由を徴し、必要止むを得ない理由がある場合には転院を認める ii 転院先医療機関から医療要否意見書等の提出を求め、改めて入院承認期</p>	<p>・ 上記の連絡を受けた場合は、転院の必要性について嘱託医等に協議しつつ、検討すること ・ 転院が行われた場合、福祉事務所はレセプト点検等により転院先の指定医療機関で行われた検査等、適切な医療が行われているか検討を行うこと なお、検討に当たり必要がある場合には主治医への確認を行うこと ・ 転院を必要とする理由の連絡、転院の必要性にかかる検討等及びレセプト点検の実施を行った結果、必要と認める場合には、個別指導を行うこと なお、通知した対応の徹底を図るため、平成26年10月に全国3か所で地方公共団体が開催した生活保護担当指導職員ブロック会議の場を活用して周知を行った。</p> <p>→ ①及び②により、指定医療機関における不必要な頻回転院が発見された場合であって、当該指定医療機関が大臣指定の医療機関である場合は、都道府県等からの情報提供により、地方厚生(支)局が必要に応じて個別指導等を行う予定である。 一方、都道府県等が指定する医療機関については、都道府県等に対し、「医療扶助における転院を行う場合の対応及び頻回転院患者の実態把握について」により、指定医療機関に対する個別指導の実施について、地方公共団体宛てに通知した。 また、頻回転院事案について、個別指導の結果、改善を要すると認められた場合には、指導結果を文書により通知することとしている。 なお、通知した対応の徹底については、平成26年10月に全国3か所で地方公共団体が開催した生活保護担当指導職員ブロック会議の場を活用して周知を行った。</p> <p>→ ①及び②により、指示及び明示した事項について、厚生労働省が平成27年度から実施する監査、生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会及び生活保護指導職員会議を通じて福祉事務所における履行状況を確認し、保護の実施機関に対する指導を徹底する予定である。 また、都道府県等の監査においても同様の指導を行うよう、上記の研修会及び会議を通じて都道府県等に対して指導を徹底する予定である。</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>間を設定する</p> <p>iii 医療扶助の変更決定を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保護者に対する医療扶助費は、基本的に入院、通院問わず医療費の全額が支給、かつ、被保護者の入院費のみならず通院費や転院移送費も全額支給 ○ 厚生労働省は、医療扶助受給者の不必要な長期入院や頻回受診について、生活保護等版電子レセプト管理システムを活用し、受診日数が過度に多い者や長期にわたり入院している者等を把握し、受診者に対する適正受診の徹底、退院促進に向けた支援等を確実に実施するよう、保護の実施機関を指導 ○ 医療扶助費が高額となる要因として、長期入院や頻回受診のほか、短期間で頻繁に転院を繰り返すこと（以下「短期頻回転院」という。）が想定される（注）が、厚生労働省は、長期入院や頻回受診のような措置を講ずるものとしておらず、現状も未把握 <p>（注）i）診療報酬点数は、入院期間が短期間であるほど加算点数が高いこと、ii）転院の都度、転院移送費が発生することや転院先の医療機関において初診・検査が行われる可能性があることによる</p> <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 短期頻回転院が特定の指定医療機関の間で都道府県域を越えて行われ、頻繁かつ都道府県域を越えた高額な転院移送費の発生、診療報酬の高止まり等を招いているものが3事例（平成24年度の医療扶助費総額724万円～857万円） ○ 福祉事務所等に対し、上記短期頻回転院事案に対する取組について聴取した見解は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> i 2週間から1か月の短期間で遠隔地の医療機関を転院するケースの場合、被保護者に対し、訪問等での的確な病状把握、本人の意思確認が困難 ii 通常、転院の直前（場合によっては転院後）に指定医療機関から連絡があるため、福祉事務所では転院の必要性の判断は行っていない。転院の必要性は主治医の判断によるものであり、福祉事務所が転院の判断を覆すことは事実上困難 iii 都道府県域を超えて広範に転院している場合、都道府県知事の指導権限は、他の都道府県にある指定医療機関には及ばず指導ができない iv 転院に際し検診を命じた実績はなく、他の指定医療機関での検診は困難 v 短期頻回転院について、長期入院患者等の場合と同様、生活保護等版電子レセプト管理システム等の活用により実態把握が可能であると考えが、厚生労働省からは、特段の指導もないため、特に対応していない 	

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(7) 検診命令の適切かつ効果的な実施 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、医療扶助費の適正支給及び不正受給の防止を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保護の実施機関に対し、「都道府県域を超える受診である場合」や「同一病態にある当該地域の他の患者の受診に係る交通費と比較して高額である場合」等であって、福祉事務所が通院移送費の給付の決定に当たり、検診の実施を必要と認めたときは、検診を受けるべき旨を命ずることができることを医療扶助運営要領で明示するとともに、検診命令の実施基準の趣旨等や検診命令の効用について周知徹底し、これらの適切な運用について指導すること。</p> <p>② ①において保護の実施機関に対して明示及び指導した事項について、監査時に、福祉事務所における履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の健康状態等を調査するため、当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師又は歯科医師の検診を受けるべき旨を命じることが可能（生活保護法第28条第1項）</p> <p>○ 厚生労働省は、検診命令を行う場合について局長通知で明示</p> <p>i 保護の要否等の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき</p> <p>ii 医療扶助の決定をしようとする場合に要保護者の病状に疑いがあるとき</p> <p>iii 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき 等</p> <p><調査結果></p> <p>○ 検診命令が効果的に活用されていない事例あり</p> <p>i 医療扶助における通院移送費（注）に関する疑義は、検診命令の対象として位置付けられておらず、主治医の意見により適否を判断している状況 遠隔地の指定医療機関へ通院し、1回の通院移送費が9万円以上など高額になったものが6事例あり</p>	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 平成26年10月に全国3か所で地方公共団体が開催した生活保護担当指導職員ブロック会議の場を活用して、検診命令の実施基準の趣旨や活用等について周知を行った。</p> <p>また、平成27年3月に「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知）を改正し、「都道府県域を超える受診に係る移送や、管内で同一病態にある他の被保護者の受診に係る交通費と比較して高額である場合等、給付決定に関する審査において、被保護者の健康状態について確認する必要がある場合には、検診を受けるべき旨を命ずることができること」を明示し、地方公共団体宛てに通知した。</p> <p>→ ①の明示及び指導した事項について、厚生労働省が平成27年度から実施する監査、生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会及び生活保護指導職員会議を通じて福祉事務所における履行状況を確認し、保護の実施機関に対する指導を徹底する予定である。</p> <p>また、都道府県等の監査においても同様の指導を行うよう、上記の研修会及び会議を通じて都道府県等に対して指導を徹底する予定である。</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>ii 傷病を訴えながら通院実績がない被保護者に対し、検診命令による稼働能力の把握をしておらず、実際には就労収入を得、不正受給（稼働収入の無申告）となったものが8事例</p> <p>(注) 被保護者が通院等する際に必要な交通費。医療扶助運営要領では、給付決定の審査に当たり、必要に応じて検診命令を行うこととされている</p> <p>(8) 貧困の連鎖対策に関する事業の適切な効果の検証及び見直し (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、子どもの学習支援等事業の的確な見直し及び改善を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 子どもの学習支援等事業について、国、各福祉事務所等における適切な事業効果の検証及びその結果に基づく的確な事業の見直しが可能となるよう、i) 事業の達成者等の事業効果を検証するための指標の内容、ii) 高校進学後の在籍状況等を加味した事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等について、その目安を保護の実施機関に示すこと。また、これに沿った福祉事務所等における適切な事業効果の検証等について、保護の実施機関に対し指導すること。</p> <p>② ①において保護の実施機関に対して指導した事項について、その履行状況の確認を監査事項に着眼点として明示するとともに、監査時に当該履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年における被保護世帯の子どもの高校進学率は、89.5%と一般世帯(98.2%)に比べ10ポイント程度低い状況 ○ 自立支援プログラムによる学習支援等として、被保護世帯の子どもや親を対象にした中学生の高等学校等への進学、高校生の上級の継続などを図るための学習支援や貸付制度の情報提供等に関するプログラム（以下「高校進学等支援プログラム」という。）を位置付け ○ 平成23年度から実施の社会的な居場所づくり支援事業では、子どもの健全育成支援として、福祉事務所が実施する高校進学等支援プログラム等を対象に補助金を交付 ○ 社会的な居場所づくり支援事業のうち子どもの健全育成支援（被保護世帯の子どもに対する学習支援等に関するもの。以下「子どもの学習支援等事業」 	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 平成27年3月に「子どもの健全育成支援事業の効果的な実施について」（平成27年3月31日付け社援保発0331第19号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、事業の対象者、参加者、達成者等の事業効果を検証するための指標の内容及び事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等についての目安を定めるとともに、適切な事業効果の検証等の実施について地方公共団体宛てに通知した。</p> <p>→ 指標に基づく数値目標の設定、効果の検証等については、福祉事務所を設置する地方公共団体全体の実施状況が把握できるよう、毎年度、厚生労働省で実施している「社会的な居場所づくり支援事業」（子どもの健全育成支援事業）の実績調べに併せて、各地方公共団体における履行状況の確認を行い、その結果を踏まえて、今後開催する全国社会・援護局関係主管課長会議等を通じて必要な指導を実施する予定である。</p>

主な勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>という。)を実施する自治体数は、平成22年度の35自治体に対し、25年度は130自治体と増加</p> <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの学習支援等事業を実施する24福祉事務所等では、平成25年3月現在における全国の被保護世帯の平均高校進学率89.9%を下回るものが7事務所等あるなど、事業の効果が十分に上がっていない状況 ○ 24福祉事務所等の事業効果の検証内容についてみると、厚生労働省からは事業効果の検証方法等について特段示されておらず、また、監査においても検証状況をチェックするものとなっていないことから、福祉事務所等によって事業効果の検証内容に差異があるなど、事業の改善に資する的確な事業効果の検証が困難な状況 <ul style="list-style-type: none"> i 事業実施の検証指標とした達成者の定義は、高校合格・進学とするもの、子どもの学習支援等事業の中で実施する学習会への参加とするもの等、事務所等によって区々 ii 高校進学後の在籍状況を把握しているものは、2事務所等にとどまり、ほとんどの事務所等では、高校進学者の中途退学状況を未把握 	